

No.	意見	対応
1	<p>ツマアカスズメバチの特定外来生物指定について 現在対馬に侵入、その成体は特に在来種ミツバチ、トンボ等を常食している事から生態系を乱す恐れが高いので、特定外来生物指定を要望します。 (注)西洋ミツバチは、養蜂家が管理しているので比較的壊滅的被害は、小さいのではと思っているが、在来種は被害が大きいと思われま。</p>	<p>ツマアカスズメバチを特定外来生物に指定する案としています。</p>
2	<p>監視体制の確立 国内には、スズメバチ属が7種生息、一般的にオオスズメバチ、キイロスズメバチの見分けはついても、ツマアカスズメバチの見分けはできにくい。 環境省 - 県畜産課(農林事務所) - 市、農林課 - JA農協・養蜂家の監視体制を指定し、環境省主催の研修会を開催し、ツマアカスズメバチの生態についての啓蒙を行い、監視員の育成を行う。 (注)国内の生息する古来のスズメバチの絶滅があってはならない。</p>	<p>ツマアカスズメバチの防除にあたっては、関係機関で連携して進めているところです。御意見は今後の対策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
3	<p>監視員の配置 ツマアカスズメバチの進入場所の特定は難しいが、想定される場所としては、湾港、空港島の周辺、荷物、木材の搬入場所に重点を置くほか、山間地の生息域等も監視員を配置し連絡体制を確立する。</p>	<p>環境省では関係機関と連携して、ツマアカスズメバチの生息状況に係る調査を進めるとともに、侵入経路の把握に努めているところです。御意見は今後の対策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>駆除体制 ツマアカスズメバチは比較的小となしいと言われているが、台湾、マレーシア、インドネシアでは、刺傷による死者も出ている事から、駆除の専門家に依頼する体制とする。</p>	<p>御意見は今後の対策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
5	<p>特定外来生物に対する今後の取組について 特定外来生物等の指定を行っても誰が早期に見付け駆除するか、国民の役割分担が明確になっていない。この点をはっきりさせて頂きたい。 例えば、私が住んでいる所の田んぼ、ジャンボタニシが猛烈に増え、ピンクの卵がびっしり、レンゲの芽を食す、農家、JA農協も見通している。その結果農薬を使用することとなる。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、外来種対策における各主体の役割の考え方については、今年度中の公表を目指して、環境省・農林水産省・国土交通省で策定作業を進めている「外来種被害防止行動計画」において整理する予定です。</p>